



乙第42号証 説明資料1の写真を基にして、当該建築物（平川住宅）の、建物の大きさを算定しました。

#### 1. 木造住宅の建築基準

- ・木造住宅は、尺貫法で建設されます。

1尺は303mm、3尺は910mm、1間は6尺で1,820mmであり、となります。

- ・壁をつくる場合は、3尺（910mm）と、1間（6尺：1,820mm）が基準であり、例えば、3尺や1間の壁が連続する場合は、3尺ごと、あるいは、1間ごとに、柱が設けられます。

写真左側の建物（教員住宅）を参考にすれば、1軒の壁（赤印）が3連続しており、3尺の壁（青印）が2連続していますが、その間ごとに柱が設けられております。

- ・窓については、3尺・6尺の大きさが一般的です。

写真左側の建物の1階部分には、6尺（1,820mm）の窓が2連続しています。

- ・屋根の軒の出については、2尺5寸（755mm）と言う寸法が与えられます。そのことは、軒には、垂木（タルキ：屋根下地材）と言う、細く小さい木材で、持ち出してつくることによる、片持ち許容強度寸法の範囲内が用いられるためです。